

本年度中に指定管理者の指定期間が終了する公の施設の
令和2年度以降の運営方針一覧表

番号	新規	施設名	担当課 (申請先)	指定期間		公募・ 非公募	非公募とする主な理由
					年数		
1		更級コミュニティセンター	市民協働課	—	—	—	地元の利用が主な施設であるため、指定管理者制度については廃止する。施設の移譲について地元の団体等と検討中。
2		千曲市健康プラザ	生活安全課	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	5	公募	
3		千曲市八幡老人福祉センター	高齢福祉課	—	—	—	千曲市老人福祉センター条例の廃止（8月31日）に伴う指定管理者制度の廃止。老人福祉センター機能は併設の公民館へ移管する。
4		芝原農産物加工所	農林課	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで	3	非公募	施設の設置目的である農林業の振興、地域コミュニティ活動の助長及び農村女性の地位向上を図ることができ、機械器具の操作や性能を熟知した団体を指定するため。
5		更埴体育館	スポーツ振興課	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	5	公募	
6		勤労者体育センター					
7		東部体育館					
8		更埴テニスコート					
9		東部テニスコート					
10		千曲市弓道場					